

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
松戸市市民交流会館
- 2 指定管理者の候補者  
東京ドームグループ  
代表団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
株式会社東京ドーム  
代表取締役社長 長 岡 勤  
構成団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号  
株式会社東京ドームファシリティーズ  
代表取締役社長 手 島 康 彦  
構成団体 松戸市上本郷594番地  
松戸公産株式会社  
代表取締役社長 小野澤 紀 雄
- 3 指定の期間  
令和6年8月1日から令和10年7月31日まで

## 提 案 理 由

松戸市市民交流会館の指定管理者の指定期間が令和6年7月31日をもって満了するため。